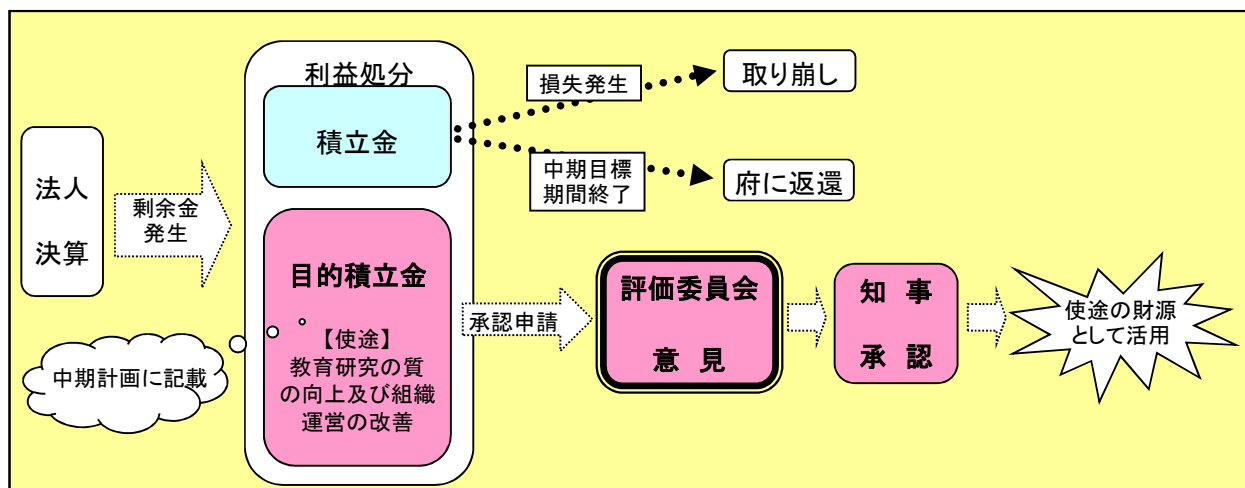


利益処分にかかる知事の承認(経営努力認定)について

1. 概要

地方独立行政法人法上、同法第40条第1項に定める残余(剰余金)がある場合は、評価委員会の意見を聴取のうえ(同条第5項)、知事の承認を受けて、翌事業年度以降へ繰越し、中期計画に記載の用途に充てることができる(同条第3項)と規定。



2. 承認の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。

ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)
- ② 運営費交付金対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益(学生納付金、獣医臨床センター収入等)
- ③ 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益(受託・共同研究収入等)

なお、大学、高専の各学生収容定員に対して、在籍者が一定率(*)を充足しない場合は、相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰越し、中期目標終了時に府に返還することとする。(* 国立大学法人に準じて、90%)

3. 府の考え方

平成27年度の剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、公立大学法人大阪府立大学の申請どおり承認しても問題ないと考えている。